高齢者がねらわれている!

「怪しい」と思ったら一旦電話を切り、すぐに家族や警察に相談しましょう。

母さん助けて(振り込め)詐欺



息子や孫、警察官など をかたり「今すぐお金 を振り込め などと言 う電話を使った詐欺の 代表格。

還付金詐欺



税務署や市の職員など を装って電話をかけ、 銀行のATMへ向かわ せて、言葉たくみに「振 り込み」をさせる詐欺。

「カード預かります」詐欺



「あなたの口座が悪用 されている。カードを 預かる」などと言って、 暗証番号を聞き出し、 預貯金を引き出す詐欺。

利殖o勧誘詐欺



「必ず儲かる」などと 儲け話を持ちかけ、勧 誘して購入を勧め、購 入代金名目にお金を振 り込ませる詐欺。

架空請求詐欺



架空の請求書を送り付 けて、突然、電話や手 紙で「すぐに払え」な どと言ってお金をだま し取ろうとする詐欺。

送り付け商法



注文した商品と違う商 品や、注文していない 商品を送り付け「解約 できない」と言ってお 金を振り込ませる商法。

電話詐欺を撃退するテクニック

ふだんから留守番電話に設 定するなどし、相手を確認し てから電話に出るようにしま しょう。

留守番電話機能がない場合 や電話に出てしまった場合は、 右記の対応をとりましょう。

相手の話を聞かない!

相手は「だましのプロ」です。 話を聞いてしまうと、こちらの不 安につけ込んであわてさせようと

はっきり断る!

詐欺犯は、あなたの「えー?、 どうしよう…」などといった迷い につけ込んできます。あやしい儲 します。話を聞く必要はありませ け話や身に覚えのない商品などは、 んので、一旦電話を切りましょう。! はっきりと断りましょう。

消費生活相談は、局番なしの「188」又は生活課消費生活相談窓口(☎62-6628)へ

振り込め詐欺や悪質な電話勧誘から守るため

通話録音装置を無料で貸出します

≪11月2日から申込みの受付けを開始します≫

次のいずれかに該当する世帯

- ①市内に住所を有する65歳以上の方のみの世帯 ※同居する家族が、出稼ぎや単身赴任などで、ふだん 65歳以上の方のみで生活している世帯も含みます。
- ②その他、特に貸出しが必要と認められる世帯

貸出期間 貸出日から6か月以内

※ただし、6か月を過ぎても装置が必要であると認め られる場合は、さらに6か月を限度に延長できます。

問申 生活課地域推進係 ☎62-6628

特殊詐欺等電話撃退装置の主な機能

◎警告メッセージ機能

着信前に「振り込め詐欺などの犯罪防 止のため、会話内容を録音します」と いうメッセージが相手に流れます。

◎録音機能

電話の内容が自動的に 記録されます。

◎「大変だぁ~!!!」ボタン

万が一のとき、このボタンを押すと事 前に登録した警察署や消費生活相談窓 口、親戚などに自動発信され、緊急事 態の発生を知らせます。

いよいよ11月から マイナンバーの通知カードが届きます

北秋田市では、11月から個人番号(マイナンバー)が記載された「通知カード」 が、地方公共団体情報システム機構(総務省の関係団体)から住民票の住所地に簡 易書留で世帯ごとに郵送されます(居所情報を申請し認められた方は、その居所に 郵送されます)。必ずお受け取りいただきますよう、お願いします。

マイナンバー

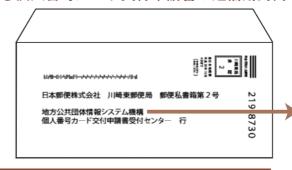
届いたら簡易書留の中身を確認しましょう

個人番号(マイナンバー)の通知カードは、下記のような封筒で世帯主宛てに郵送されます。届いたら、 カードの記載内容と世帯人数分が同封されているか確認してください。個人番号は、平成28年1月から社会保 障、税、災害対策の行政手続で、利用が開始されます。通知カードは大切に保管してください。

●通知カード送付封筒(簡易書留)



●個人番号カード交付申請書の返信用封筒



●封筒に同封されている書類

- □通知カード(世帯人数分)
- □個人番号カード交付申請書(世帯人数分)
- □説明用パンフレット(1部)
- □宛名台紙(1部)
- □個人番号カード交付申請書の返信用封筒(1部)



地方公共団体システム機構とは

市町村の委託を受けて、通知カードの送付や個人 番号カードの作成などを行う総務省の関係団体で す。全国の市町村が委託し、本市も委託しています

個人番号カードの申請(希望者のみ)

個人番号カード(顔写真付きのICカード)の交付を希望する方は、同封の「個人番号カード交付申請 書 に顔写真を貼り、必要事項を記入し、上記の返信用封筒に入れて地方公共団体情報システム機構へ返送 してください。平成28年1月から市役所の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

不審な電話・訪問にご注意ください!

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および不審な問い合わせにご注意ください。行政機関から市民 の方へ電話や訪問で個人情報を聞き出したり、通知前に行政機関等から手続きを求めることはありません。

「住民基本台帳カード」について

「住民基本台帳カード」の新規発行・更新手続きは、12月28日(月)で終了します。なお、「住民基本台帳 カード」に格納する「電子証明書」の発行(更新を含む)手続きは、12月22日(火)までです。

※「電子証明書」の交付を受けている方で、住所や氏名等が変更になった場合は、再度手続きが必要です。 ※「住民基本台帳カード」は有効期限まで利用できますが、「個人番号カード」の交付を受ける際には「住民基 本台帳カード の返納が必要です(「住民基本台帳カード」と「個人番号カード」を重複所持することはでき ません)。

◎ 「通知カード」、「個人番号カード」に関すること 市民課市民係 ☎62-1114 ◎マイナンバー制度に関すること 財政課電算システム係 ☎72-5234

広報きたあきた 2015. 11. 1 4 広報きたあきた 2015. 11. 1